

## 第2回あま市成年後見制度利用促進協議会議事録（要旨）

日時：令和4年3月18日（金）  
午後1時30分から  
場所：あま市役所甚目寺庁舎  
2階 第1会議室  
（オンライン併用）

出席者等：委員6人、オブザーバー1人  
事務局3人、関係職員7人

### 1 あいさつ

吉田会長より

### 2 委員紹介（資料1）

令和3年9月末をもって、香川三津子司法書士が退任された。後任として中村和雄司法書士事務所の中村和雄司法書士が就任された。任期はあま市成年後見制度利用促進協議会設置要綱第5条の規定に基づき、前任者の残任期間（令和6年3月31日まで）とする。

### 3 議題

#### (1) あま市成年後見制度利用促進協議会設置要綱の改正について（資料2）

事務局

令和3年7月29日に一部を改正した。1点目は語句の修正として、「委員会」を「協議会」に、「委員長」を「会長」に、「副委員長」を「副会長」に改めた。2点目は第7条を新設した。本協議会はオブザーバーとして、名古屋家庭裁判所の職員に出席を依頼している。制定時の要綱では、協議会委員以外の出席について規定していなかったことから、新設した。

#### (2) 令和3年度権利擁護センターの実績について（資料3）

事務局

これまでの準備委員会や協議会において、相談傾向を見ながら事業展開を検討することとしていたため、初年度の実績をまとめた。

スライド2は広報・啓発活動の実績を示した。広報・啓発活動を多く開催したかったが、感染症拡大防止の観点等から、この実績となった。なお、権利擁護センターのPRは、広報あまやあま市公式ウェブサイトの記事を掲載

するほか、市民記者からの取材も受けた。また、社会福祉協議会の広報誌やウェブサイトにも記事を掲載した。

スライド3は今年度の相談実績の全体をまとめた。新規相談は36件、延べ相談件数は209件、権利擁護ケース検討会議は6件だった。市長申立ては昨年度まで高齢者・障がい者合わせても、1年に1件あるかないかだったが、3件申立てた。また、報酬助成は過去に助成したことはなかったものの、3件助成した。

スライド4は36件あった新規相談の内訳を示した。性別は男性が22件、女性が14件となり、年代や利用者区分は障がい者が13件、高齢者が23件だった。年代別では80代が13件、70代が8件となった。また、相談経路を集約したところ、親族からの相談が15件と最も多かった。

スライド5は新規相談36件を疾患別を集計した。判断能力には問題のない高齢者一般が1件、認知症が16件、精神障がい者が9件、知的障がい者が6件、身体障がい者が4件で、認知症が最も多かった。

スライド6は209件あった延べ相談の相談内訳を集計した。「成年後見制度の説明・利用検討」が226件と最も多く、次いで「金銭・資産管理」が190件、「家賃・光熱水費・税金・利用料等の支払い」が177件だった。合計件数が783件となったのは、1件の対応につき、該当する相談内容を複数計上しているため、数字が大きくなっている。

以上により、初年度は福祉関係者よりも、親族からの相談が多かったことから、より相談につながりやすくなるよう、次年度以降は福祉関係者向けの研修会を多く開催できるよう、企画していきたい。

## 委員

成年後見制度は一般にはなじみにくい制度だと感じている。一般の人にわかりやすいように、漫談を交えたり、わかりやすい言葉を使ったりすると良いと思われる。

## 事務局

今年度の実績を振り返ってみると、福祉関係者向けの研修会も積極的に開催することが有効になると感じた。委員の意見も踏まえ、来年度の事業に生かしていきたい。もし、どなたか良い講師があれば、紹介いただきたい。

## 委員

新規相談について、7月の開所以降、10月は新規相談が0件で、11月は8件と増えたが、要因はなにか。

#### 事務局

11月3日に講演会を開催した反響で、相談が多かったと感じている。

#### 委員

広報・啓発活動について、三士会以外に障害年金を取り扱う社会保険労務士会などにも、権利擁護センターのリーフレットを配布すると、認識が広がっていくのではないか。また、施設にも届けることも有効だと思ったため、検討されたい。

#### 委員

海部圏域の専門職全員が権利擁護センターを知らない場合もある。要望してもらえたら、会を通じてリーフレットを配布することの手伝いができる。

#### 事務局

今年度、三士会にそれぞれ協議できたが、社会保険労務士会にも権利擁護センターをPRしていきたい。福祉施設などへも積極的にリーフレットを配布する。また、会を通じてリーフレットを配布することに関しても、後日改めて相談したい。

#### 委員

実際に成年後見制度等を利用する運びになったケースのスピード感について、相談者の満足感はどうか。

#### 事務局

決して早かったとは言えない。権利擁護センターを担当する職員がひとりだったこと、他業務との関係もあったことなどから、思うように進められなかったところはあった。また、初年度で探りながら進めてきたこともあり、スピード感への影響もあった。来年度以降は組織的に人員配置を考えるほか、スピードアップできるように経験値も積めたと感じている。

#### 委員

実際に申立てに至り、後見人等が就任された本人の様子はどうか。

#### 事務局

市長申立てした3件では、本人とは意思疎通が図れないケースもあり、どのように感じているかは推測でしかないが、総じて支援者はスピード感より

も、後見人が就いて良かったと言ってもらえた。ただ、ケースによっては時間を要したものもあったと認識している。

#### 委員

スピード感という観点であれば、事務的なことや法律的なことであれば、わかる限り手伝えるため、ぜひ相談してほしい。

#### 委員

権利擁護センターが設置されたことで、明確な相談先ができたことは心強い。当機関にもリーフレットを置いてもらえれば、相談業務にも具体的に提案できるため、配布されたい。

#### 委員

職員がひとりという点は心配である。広報・啓発活動したとしても、受ける側の職員体制を先に整える必要があると思われる。この協議会は従事する職員の増員を要請する、専門職に業務依頼するなどの側面もあるため、しくみづくりから進めてはどうか。

#### 事務局

ちょうど年度末で、来年度の人員配置が発表になる時期でもある。もともと社会福祉課に社会福祉士の配置を求めていた。職員が配置されれば、権利擁護センター専従職員として置きたい。

### (3) あま市成年後見制度利用促進計画の変更について（資料4）

#### 事務局

今年度末で計画期間が終了する本市の成年後見制度利用促進基本計画の計画期間を2年間延長すること、法人後見の実施に向けた検討を進めることを追加することの2点の変更内容となっている。

まず、計画期間を延長する理由について、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において、市町村計画に盛り込むことが望ましいとされる「地域共生社会の実現に向けた参加支援」等の課題には、当市において令和4年度及び5年度で策定する第3次地域福祉計画の主要テーマとして検討する予定となる。また、この第3次地域福祉計画において方向性を示す予定である「重層的支援体制整備事業」では、権利擁護センターもその事業の一翼を担う機関として役割を果たすことが求められるものと想定している。

そこで、第2次成年後見制度利用促進基本計画は、第3次地域福祉計画策

定の議論も踏まえて策定することが望ましいと判断し、地域福祉計画の対象期間を念頭に、1次計画の計画期間を2年間延長して、平成31年度から令和5年度までの5か年計画としたい。

次に、「法人後見の担い手の育成・活動支援に向けた検討」について、新たに盛り込む理由について、当地域でも今後、法人後見の必要性が高まることを想定し、法人後見の担い手となる団体の育成を進めていく必要があると考えている。そこで、中核機関の一部機能を担う市社会福祉協議会が法人後見の担い手となることが望ましいと考え、育成・活動支援に向けた検討を進めていきたい。

また、中核機関が法人後見実施団体を兼ねる際に注意すべき判断の客観性を担保する運営上の工夫については、受任者調整機能を充実させた専門職等による候補者推薦会議を組織するなどについても、検討していきたい。

なお、この変更計画案を計画書に反映した見え方は、資料にある第2次あま市地域福祉計画の83、85、89ページを参照されたい。

会長

事務局案のとおり承認する。事務局は変更後の利用促進計画に沿って、成年後見支援の充実に励んでほしい。

#### (4) 法人後見の実施に向けた検討について

事務局

あま市の成年後見支援の充実に向け、法人後見の実施に向けた検討を積極的に行っていきたい。今年度、専門職団体から後見人等候補者を推薦してもらえるよう、弁護士会、リーガルサポート愛知支部、社会福祉士会と直接打ち合わせした。

その協議の中で、県内にも中核機関や権利擁護センターが各自治体に設置され、成年後見制度が広まると、制度を利用する人が増えてくると予想される。しかし、専門職にもなり手に限りがあるため、いまのうちから地域で支えるしくみを検討する必要性を感じた。

あま市においても、地域づくりの一歩として、法人後見の実施を挙げた。法人後見は社会福祉協議会が実施できるよう、市側は法人後見ガイドラインの作成など、連携して事業化していきたい。

会長

この点について、社会福祉協議会から発言をお願いします。

## あま市社会福祉協議会

法人後見が地域に必要なだと認識している。来年度は調査研究を重ね、令和5年度には法人後見を実施できるよう、組織をつくっていききたい。

## 会長

社会福祉協議会は地域福祉の推進主体として、存分に力を発揮されたい。

本日、名古屋家庭裁判所後見センター職員に出席してもらっている。家庭裁判所の立場から発言をお願いしたい。事務局から質問はあるか。

## 事務局

3点質問したい。1点目に、法人後見の実施に向けて検討するに当たり、より具体的にイメージできるよう、どのようなケースが法人後見に選任されるか。2点目に、法人後見の選任に当たって、名古屋家庭裁判所の基本的な考え方や法人後見に期待することはなにか。3点目に、社会福祉協議会が法人後見を実施するとして、どのような場合が利益相反に当たるか、それをクリアにするため、どの点に注意を払うと良いか。

## 名古屋家庭裁判所

1点目について、一般的には長期間にわたって成年後見制度の利用が想定されるケースである。成年後見制度は始まってから本人が亡くなるまで続くため、長期にわたる場合は、個人よりも法人の方が長く続けることができる想定される。また、こまめに生活費や現金を本人に届けるなど、本人への対応回数が多いケースは、対応する人が多くいると良いため、法人の方が好ましいと思われる。ほかに、DVや虐待のような危機管理上の配慮を要するケースは、法人の方が好ましいのではないかとされている。

2点目について、名古屋家庭裁判所で法人後見の選任において、まだ統一した基本的な考え方は整理されていない。一般的に法人後見に期待されることは、長期間にわたって後見事務を行うことができること、内部で担当者を交代することができること、ひとりでは負担が重い事務を複数人で対応することができることとなる。また、非常時に担当者でなくても対応しうるし、非常時でも法人の方が緊急時に対応できることが可能だと思われる。期待されることとしては、法人であることで業務の監査体制が働きやすい。法人が社会福祉協議会の場合は想定しにくいだが、一般論として利益相反の関係が懸念材料として言われているところである。

3点目について、行政関与が強い社会福祉協議会の場合、特化して利益相反に該当するケースが考えにくいと内部でも話していた。少なくとも最近の

本庁において、利益相反で問題になったケースは把握していない。一般的に法人後見において、利害関係や利益相反で問題になりうるケースとしては、本人に有償サービスを提供している法人だとか、入所施設のサービスなどの法人が後見人になった場合、本人に高額な支出をさせて利益を得る、入所施設を変更したいのに変えないといったリスクが考えられる。リスクを抑えるためには、事前の受任調整時に利害関係があるか、第三者によるチェック機能を設けると良いと思われる。ただ、家庭裁判所の選任の実情として、個々の事案によって決まってくるところもある。

#### 事務局

利害関係や第三者チェックについては、今後、学習を重ね、ケースに応じた専門職や名古屋家庭裁判所に相談していきたい。

#### 名古屋家庭裁判所

家庭裁判所としても、法人後見の選任や市民後見の選任を拡大していくことは、今後、利用者が増えていく中で、担い手の確保は重要な点だと認識している。

#### 委員

保佐類型や補助類型は日常生活自立支援事業と重なる部分がある。ケースによってどちらが適切か検討する中で、法定後見でなければならないとか、日常生活自立支援事業でなければならないというわけではなく、本人にとってより良い方法を幅広く検討できると良い。

日常生活自立支援事業であれば、判断能力が落ちてきたら、法定後見へリレーしていくというように、社会福祉協議会が法人後見を実施するのであれば、横並びに検討していくと良いのではないかと感じる。

#### あま市社会福祉協議会

社会福祉協議会は横出しサービスを行っていくというところでは、法人後見と日常生活自立支援事業がリンクして支援するという形が取れば良いと思っている。事業やサービス自体が縦割りになっているところを横で連携してつながっていくことが必要だと感じている。社会福祉協議会としての強みを発揮していきたい。

## 4 その他

第3回あま市成年後見制度利用促進協議会（次回は令和4年9月の予定）